

全員協議会会議次第

日 時：令和8年2月25日 午前9時

場 所：全員協議会室

1 開 会

2 協議事項

- | | |
|--|-------------|
| (1) 下水道使用料について (資料No.1) 【都市整備部】 | 9:00～9:10 |
| (2) 令和8年度国民健康保険税の税率改定について (資料No.2) 【市民生活部】 | 9:10～9:20 |
| (3) 後期高齢者医療保険料の改定について (資料No.3) 【市民生活部】 | 9:20～9:30 |
| (4) 東御市の財政見通しについて (資料No.4) 【総務部】 | 9:30～9:45 |
| (5) 東御市の財務書類（令和6年度）について (資料No.5) 【総務部】 | 9:45～9:55 |
| (6) 令和8年度東御市土地開発公社予算について (資料No.6) 【土地開発公社】 | 9:55～10:05 |
| (7) 宿泊交流拠点施設の整備について (資料No.7) 【企画振興部・産業経済部】 | 10:05～10:20 |

下水道使用料について

(全員協議会)

令和8年2月25日
東御市上下水道課



長野県内19市の下水道使用料等（1か月20m³使用）の状況

※令和7年4月1日現在（税込）

●下水道使用料

高い順	団体名	使用料	差
1	A市	4,510円	1,155円
2	B市	4,278円	923円
3	C市	4,070円	715円
4	D市	3,980円	625円
5	E市	3,960円	605円
6	F市	3,797円	442円
7	G市	3,790円	435円
8	H市	3,750円	395円
9	I市	3,640円	285円
10	J市	3,610円	255円
11	K市	3,575円	220円
12	L市	3,534円	179円
13	東御市	3,355円	0円
14	M市	3,300円	▲55円
15	N市	3,278円	▲77円
16	O市	3,245円	▲110円
17	P市	3,140円	▲215円
18	Q市	3,119円	▲236円
19	R市	3,118円	▲237円
平均		3,634円	279円

≪東御市の下水道使用料について≫

東御市の下水道使用料は、県内19市の中で低い水準にあります。

※団体によっては複数の料金体系があるため、ここでは代表的と思われる数値を用いています。

●水道料金（口径13mm）

高い順	団体名	使用料	差
1	J市	4,290円	781円
2	A市	3,685円	176円
3	L市	3,630円	121円
4	C市	3,531円	22円
5	F市	3,516円	7円
6	東御市	3,509円	0円
7	B市	3,384円	▲125円
8	E市	3,348円	▲161円
9	O市	3,313円	▲196円
10	I市	3,300円	▲209円
10	K市	3,300円	▲209円
12	M市	3,300円	▲209円
13	D市	3,120円	▲389円
14	H市	3,080円	▲429円
15	G市	2,860円	▲649円
16	P市	2,720円	▲789円
17	R市	2,585円	▲924円
18	N市	2,568円	▲941円
19	Q市	2,343円	▲1,166円
平均		3,231円	▲278円

●水道料金+下水道使用料

高い順	団体名	使用料	差
1	A市	8,195円	1,331円
2	J市	7,900円	1,036円
3	B市	7,662円	798円
4	C市	7,601円	737円
5	F市	7,313円	449円
6	E市	7,308円	444円
7	L市	7,164円	300円
8	D市	7,100円	236円
9	I市	6,940円	76円
10	K市	6,875円	11円
11	東御市	6,864円	0円
12	H市	6,830円	▲209円
13	G市	6,650円	▲389円
14	M市	6,600円	▲429円
15	O市	6,558円	▲649円
16	P市	5,860円	▲789円
17	N市	5,846円	▲924円
18	R市	5,703円	▲941円
19	Q市	5,462円	▲1,166円
平均		6,865円	▲278円





使用料収入改善率(目安)について

●収支計画（投資・財政計画）の試算



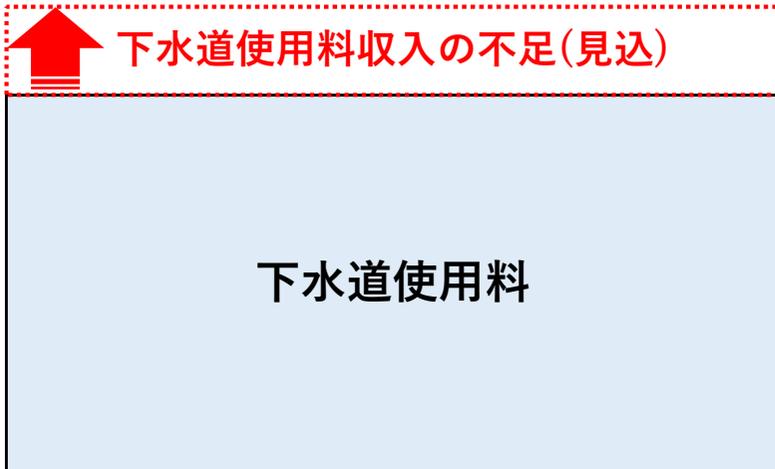
現在の社会経済情勢を反映して収支計画を試算したところ、令和4年度の収支計画と比べて大きく純利益が減少する見込みとなりました。

令和4年度の収支計画では、使用料改定の必要はないとしていましたが、公益社団法人日本下水道協会から出版されている『下水道使用料算定の基本的考え方について』を参考に現在の社会経済情勢を反映した収支計画から、下水道使用料収入をどのくらい増やす必要があるのか『使用料収入改善率(目安)』を試算したところ、約17%と算出されました。

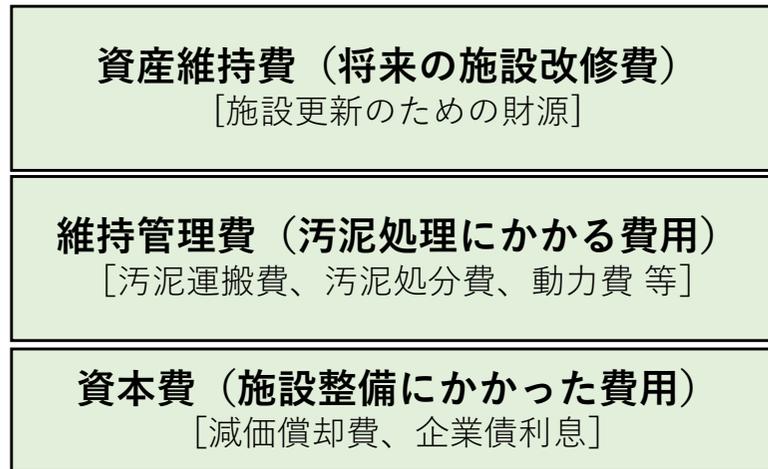
※使用料算定期間

令和7年度から令和11年度の5年間で試算（令和7年10月試算）

●使用料収入改善率(目安)の算出概要



【下水道使用料収入(見込)】



【下水道使用料対象支出(見込)】

$$\text{使用料収入改善率(目安)} = \frac{\text{下水道使用料収入の不足(見込)}}{\text{下水道使用料収入(見込)}} \times 100$$

$$\text{※下水道使用料収入の不足(見込)} = \text{下水道使用料対象支出(見込)} - \text{下水道使用料収入(見込)}$$





下水道使用料改定パターン(案)①について

基本料金改定率：約17%、超過料金改定率：約17%

●料金表 (税抜)

汚水の量		現行料金	改定料金	差額
基本料金	10m ³ まで	1,500円	1,755円	255円
10m ³ を超え30m ³ まで	1m ³ につき	155円	181円	26円
30m ³ を超え50m ³ まで	1m ³ につき	165円	193円	28円
50m ³ を超え100m ³ まで	1m ³ につき	175円	205円	30円
100m ³ を超える分	1m ³ につき	190円	222円	32円
公衆浴場	1m ³ につき	35円	40円	5円

●料金早見表 (税込・1か月につき)

汚水の量	現行	改定	差額	汚水の量	現行	改定	差額
0m ³	1,650円	1,930円	280円	60m ³	10,615円	12,413円	1,798円
10m ³	1,650円	1,930円	280円	70m ³	12,540円	14,668円	2,128円
20m ³	3,355円	3,921円	566円	80m ³	14,465円	16,923円	2,458円
30m ³	5,060円	5,912円	852円	90m ³	16,390円	19,178円	2,788円
40m ³	6,875円	8,035円	1,160円	100m ³	18,315円	21,433円	3,118円
50m ³	8,690円	10,158円	1,468円	200m ³	39,215円	45,853円	6,638円

※仮に下水道使用料収入を約17%増やすとした場合の使用料改定パターン(案)①



下水道使用料改定パターン(案)②について

基本料金改定率：約25%、超過料金改定率：約10%

●料金表（税抜）

汚水の量		現行料金	改定料金	差額
基本料金	10m ³ まで	1,500円	1,875円	375円
10m ³ を超え30m ³ まで	1m ³ につき	155円	171円	16円
30m ³ を超え50m ³ まで	1m ³ につき	165円	182円	17円
50m ³ を超え100m ³ まで	1m ³ につき	175円	193円	18円
100m ³ を超える分	1m ³ につき	190円	209円	19円
公衆浴場	1m ³ につき	35円	40円	5円

●料金早見表（税込・1か月につき）

汚水の量	現行	改定	差額
0m ³	1,650円	2,062円	412円
10m ³	1,650円	2,062円	412円
20m ³	3,355円	3,943円	588円
30m ³	5,060円	5,824円	764円
40m ³	6,875円	7,826円	951円
50m ³	8,690円	9,828円	1,138円

汚水の量	現行	改定	差額
60m ³	10,615円	11,951円	1,336円
70m ³	12,540円	14,074円	1,534円
80m ³	14,465円	16,197円	1,732円
90m ³	16,390円	18,320円	1,930円
100m ³	18,315円	20,443円	2,128円
200m ³	39,215円	43,433円	4,218円

※仮に下水道使用料収入を約17%増やすとした場合の使用料改定パターン(案)②





下水道使用料改定パターン(案)③について 基本水量廃止

●料金表 (税抜)

汚水の量		現行料金	改定料金	差額
基本料金	基本水量なし	1,500円	1,500円	0円
0m ³ を超え10m ³ まで	1m ³ につき	-円	60円	皆増
10m ³ を超え30m ³ まで	1m ³ につき	155円	198円	43円
30m ³ を超え50m ³ まで	1m ³ につき	165円	207円	42円
50m ³ を超え100m ³ まで	1m ³ につき	175円	215円	40円
100m ³ を超える分	1m ³ につき	190円	230円	40円
公衆浴場	1m ³ につき	35円	40円	5円

●料金早見表 (税込・1か月につき)

汚水の量	現行	改定	差額
0m ³	1,650円	1,650円	0円
10m ³	1,650円	2,310円	660円
20m ³	3,355円	4,488円	1,133円
30m ³	5,060円	6,666円	1,606円
40m ³	6,875円	8,943円	2,068円
50m ³	8,690円	11,220円	2,530円

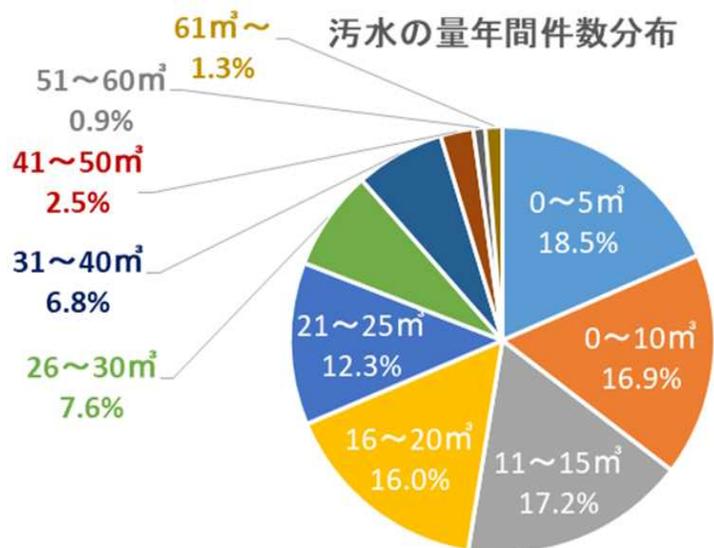
汚水の量	現行	改定	差額
60m ³	10,615円	13,585円	2,970円
70m ³	12,540円	15,950円	3,410円
80m ³	14,465円	18,315円	3,850円
90m ³	16,390円	20,680円	4,290円
100m ³	18,315円	23,045円	4,730円
200m ³	39,215円	48,345円	9,130円

※仮に下水道使用料収入を約17%増やすとした場合の使用料改定パターン(案)③



料金早見表 改定後料金・差額比較 (税込・1か月につき)

汚水の量	現行料金	案① 改定後料金・差額		案② 改定後料金・差額		案③ 改定後料金・差額	
0m ³	1,650円	1,930円	280円	2,062円	412円	1,650円	0円
10m ³	1,650円	1,930円	280円	2,062円	412円	2,310円	660円
20m ³	3,355円	3,921円	566円	3,943円	588円	4,488円	1,133円
30m ³	5,060円	5,912円	852円	5,824円	764円	6,666円	1,606円
40m ³	6,875円	8,035円	1,160円	7,826円	951円	8,943円	2,068円
50m ³	8,690円	10,158円	1,468円	9,828円	1,138円	11,220円	2,530円
60m ³	10,615円	12,413円	1,798円	11,951円	1,336円	13,585円	2,970円
70m ³	12,540円	14,668円	2,128円	14,074円	1,534円	15,950円	3,410円
80m ³	14,465円	16,923円	2,458円	16,197円	1,732円	18,315円	3,850円
90m ³	16,390円	19,178円	2,788円	18,320円	1,930円	20,680円	4,290円
100m ³	18,315円	21,433円	3,118円	20,443円	2,128円	23,045円	4,730円
200m ³	39,215円	45,853円	6,638円	43,433円	4,218円	48,345円	9,130円



<令和6年度決算ベースの汚水の量の件数分布>

汚水の量の件数分布をみると、料金表の「0m³を超え10m³まで」の基本料金の使用者が全体の35.4%、「10m³を超え30m³まで」の使用者が全体の53.1%となっており、汚水の量が30m³までの使用者が全体の88.5%という状況です。



下水道使用料を改定しなかった場合・遅らせた場合の影響について

●下水道使用料を改定しなかった場合

将来の施設改修に必要となる資産維持費を確保することができず、老朽化した施設を計画的に更新することができなくなり、他市で発生したような事故につながる可能性があります。

●下水道使用料の改定を遅らせた場合

今回の使用料収入改善率(目安)の計算には、令和7年度から令和11年度の5年間の収支計画を使用しました。

この収支計画の期間を1年ずらし、令和8年度から令和12年度の5年間で計算すると、使用料収入改善率(目安)は『約21%』となります。

このことから、下水道使用料の改定が遅くなるほど、下水道使用料の値上げ幅を大きくしなければならなくなることが分かります。

以上から、

下水道使用料の改定をまったく行わなくても良いという状況にはなく、

下水道使用料収入改善率(目安)に近い収入の増加が見込まれる改定が必要な状況です。

※今後は更に収支計画を精査し、使用者負担が過大とならないよう、使用料算定期間、改定率、改定パターンについて、上下水道事業運営審議会にて検討して参ります。

令和8年度 国民健康保険税の税率改定について

1 国保制度の状況

- ・平成30年度から県が財政主体となり、市とともに運営を担っています。
- ・県内国保加入者の医療費を賄うため、各市町村が県へ納めるべき「納付金」が算定されるようになり、各市町村は納付金に必要な額を国保税として賦課徴収します。その際の税率の目安となる「標準保険料率」が県から示されます。
- ・県では、長野県国民健康保険運営方針を策定し、将来的に国保税水準の統一化を目指しています。

2 国保税率改定に向けた検討事項

(1) 国保税水準の統一に向け、令和9年度を目標年度として実施すること

- ・資産割の廃止
- ・応益割額（均等割・平等割）の県内平準化
- ・応能（所得割・資産割）と応益（均等割・平等割）の割合を49：51に近づける

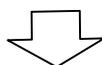
(2) 令和8年度の状況

- ・令和7年度税制改正に伴う給与所得控除の拡大→国保税課税のもととなる所得が△1.5%となる予定
- ・「子ども・子育て支援金分」の賦課及び徴収の開始（新たに税率決定）

(3) 標準保険料率（R7.12時点）

所得割…前年の所得額に応じて負担する税額
 資産割…固定資産税額に応じて負担する税額
 均等割…一人あたりにかかる税額
 平等割…一世帯あたりにかかる税額

項目	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分
所得割率（%）	7.00	2.86	2.38	0.18
資産割率（%）	0.00	0.00	0.00	0.00
均等割額（円）	25,939	10,866	10,074	652
平等割額（円）	26,468	9,768	8,089	664
18歳以上均等割額（円）	—	—	—	54



以上の検討事項を踏まえ、以下のように令和8年度の保険税率の改定を実施したいと考えております。

◆東御市国民健康保険税率の改定

- ①資産割の廃止を早期に実施します。
- ②税制改正による国保税の減収分を補填するため、所得割率の引き上げを実施します。
- ③応益割額の県内平準化のため、標準保険料率に近づける引き上げを実施し、応能割：応益割＝49：51に近づけます。
- ④子ども・子育て支援金分の税率を新規に定めます。

3 改定案 (改定の時期 令和8年4月1日)

【医療分】

区分	現行	改定案	増減
所得割額	6.7%	6.9%	+0.2ポイント
資産割額	5.6%	0.0%	△5.6ポイント
被保険者均等割額	20,100円	22,500円	+2,400円
世帯別平等割額	20,600円	23,000円	+2,400円

【後期高齢者医療支援金分】

区分	現行	改定案	増減
所得割額	2.5%	2.7%	+0.2ポイント
資産割額	1.9%	0.0%	△1.9ポイント
被保険者均等割額	8,300円	9,400円	+1,100円
世帯別平等割額	7,400円	8,400円	+1,000円

【介護納付金分】

区分	現行	改定案	増減
所得割額	2.3%	2.3%	—
資産割額	0.9%	0.0%	△0.9ポイント
被保険者均等割額	9,000円	9,000円	—
世帯別平等割額	8,200円	8,200円	—

【子ども・子育て支援金分】

区分	現行	改定案	増減
所得割額	—	0.2%	+0.2ポイント
被保険者均等割額	—	650円	+650円
世帯別平等割額	—	700円	+700円
18歳以上均等割額	—	50円	+50円

4 平均年税額

区分	現行税額	改定後税額	増減	
一人あたり	96,678円	98,695円	+2,017円	+2.09%
一世帯あたり	144,669円	147,687円	+3,018円	+2.09%

※上記税額の算出については、現行税率における調定額 541,789 千円 (R7 年 10 月末) と改定税率で計算した調定額 553,088 千円を被保険者数 5,604 人 (R7 年 10 月末)、世帯数 3,745 世帯 (R7 年 10 月末) で割ったもの。

5 税率改定後の賦課割合

項目	応能割 (所得割 + 資産割)	応益割 (均等割 + 平等割)	合計
【県の標準割合】	49%	51%	100 %
東御市の割合(現状)	55.7%	44.3%	100 %
〃 (改定後)	51.3%	48.7%	100 %

6 国保会計の財政見込み

(単位 人、千円)

年 度	令和6年度 (実績)	令和7年度 (決算見込み)	令和8年度 (改定後決算見込み)
被保険者数	5,681	5,595	5,406
国保税収入額	549,548	535,117	545,964
歳入合計額 (①)	2,943,067	2,951,729	2,955,595
歳出合計額 (②)	2,904,333	2,901,729	2,905,595
差引額 (③) ①-②	38,734	50,000	50,000
法定外繰入金 (④)	0	0	0
基金繰入金 (⑤)	51,730	73,637	59,128
前年度繰越金 (⑥)	23,332	19,366	25,000
単年度実質収支額 (⑦) ③-④-⑤-⑥	△ 36,328	△ 43,003	△ 34,128
【年度末基金保有額】	270,812	217,222	183,774

※被保険者数は3月末現在。ただし、R7年度はR7年11月末現在。R8年度は県から提示された推計数（R7年12月）。

7 国保税条例改正について

上記の税率改定については、東御市国民健康保険運営協議会に諮問したところ、「妥当である」との答申をいただいております。

医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の税率改定に係る国保税条例の改正については、本議会に上程しておりますが、子ども・子育て支援金分に係る改正につきましては、その賦課限度額について、現時点で国の政令でまだ定められておりませんので、政令公布後、3月中の専決処分をする予定であります。

子ども・子育て支援金制度の創設

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設**する。

【子ども・子育て支援法】

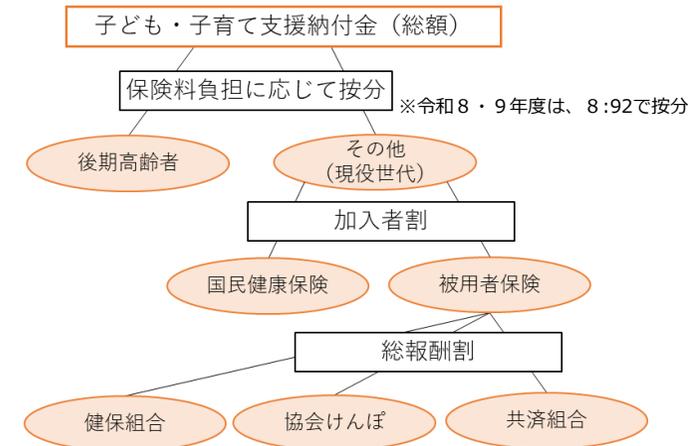
- ① 政府は、**支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収**すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。

（※支援納付金対象費用）

- 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）（R7.4～）
- 共働き・子育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～））
- こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- 児童手当（R6.10～） ■ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

* 支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。

- ② 医療保険者から毎年度徴収する**支援納付金の額の算定方法等を定める（※医療保険者間には、右図のとおり按分）**。
- ③ 内閣総理大臣は、**社会保険診療報酬支払基金に、支援納付金の徴収等の事務を行わせる**ことができることとし、その業務等を定める。
- ④ 政府は、**令和6～10年度までの各年度に限り**、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において**子ども・子育て支援特例公債を発行することができる**こととする。※償還期限は、令和33年度とする。
- ⑤ 附則において支援納付金の導入に当たっての経過措置・留意事項を定める。
- ・ **全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること**
 - ・ **令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）**
 - ・ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（R5.12.22閣議決定）を着実に進めること



【医療保険各法等】

- ① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。
- ※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示すこととする）。
- ② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、**支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める**。
- ※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

後期高齢者医療保険料の改定について

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、後期高齢者医療の保険料率は2年を通じ財政の均衡を保つものとされており、令和8・9年度は第10期財政運営期間となります。

令和8・9年度の保険料は、一人あたりの医療費、被保険者数及び一人あたり所得額、制度改正等をふまえ、低所得者への負担についても配慮のうえ、長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会で議決されました。保険料は次のとおり県下同額に改定され、令和8年4月1日から施行されます。

1 保険料

区分	改定後(令和8・9年度)	現行(令和6・7年度)	増減
基礎賦課額			
均等割額	48,827円	44,365円	+4,462円
所得割率	8.80%	9.45%	△0.65%
賦課限度額	850,000円	800,000円	+50,000円
子ども・子育て支援金賦課額			
均等割額	1,339円	—	+1,339円
所得割率	0.25%	—	0.25%
賦課限度額	21,000円	—	+21,000円

2 算定方法

加入者全員が負担する「均等割」と前年所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。
(基礎賦課額と子ども・子育て支援金賦課額の合算額が年間の保険料となります。)

【基礎賦課額】

均等割額 48,827円	+	所得割額 (前年中の総所得金額等-43万円)×8.80%	=	一人あたりの 保険料額 (賦課限度額85万円)
-----------------	---	---------------------------------	---	-------------------------------

【子ども・子育て支援金賦課額】

均等割額 1,339円	+	所得割額 (前年中の総所得金額等-43万円)×0.25%	=	一人あたりの 保険料額 (賦課限度額2.1万円)
----------------	---	---------------------------------	---	--------------------------------

3 制度改正について

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)」により、子育てを社会全体で支えるため、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります。

後期高齢者医療制度においても、保険料と併せて子ども・子育て支援金を納めていただき、これを財源に子育て世帯への支援を行い、少子化に歯止めをかけ、日本の未来を支えるための制度です。

4 均等割額の軽減の改定

(1) 軽減判定基準額について

所得の低い世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。

(世帯内の被保険者と世帯主の前年度の合計所得額が基準額以下の場合)

ア 7割軽減の基準額

(現行) 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

(改定なし) //

イ 5割軽減の基準額

(現行) 43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

(改定後) 43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

ウ 2割軽減の基準額

(現行) 43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

(改定後) 43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

(2) 軽減割合について

令和8・9年度は、7割軽減を7.2割軽減とします。(基礎賦課額均等割額のみ)

5 一人当たり保険料(子ども・子育て支援金賦課額含む)

改定後(令和8・9年度)	現行(令和6・7年度)	増減
83,139円	71,550円	+11,589円

<<参考>> 東御市の被保険者の状況

被保険者数の推移 (年度平均による)

年度	被保険者数	対前年度増減	前年度比	備考
令和2(2020)年度	4,814人	+39人	100.8%	
令和3(2021)年度	4,803人	△11人	99.8%	
令和4(2022)年度	4,962人	+159人	103.3%	
令和5(2023)年度	5,143人	+181人	103.6%	
令和6(2024)年度	5,330人	+187人	103.6%	
令和7(2025)年度	5,480人	+150人	102.8%	令和8年1月末現在
令和8(2026)年度	5,576人	+96人	101.8%	広域連合推計
令和9(2027)年度	5,638人	+62人	101.1%	広域連合推計

一人当たりの医療費 (年度平均による)

年度	東御市			県平均
	一人当たり医療費	対前年度増減	対前年度比	
令和2年度	867,015円	△2,234円	99.7%	818,902円
令和3年度	903,173円	+36,158円	104.2%	842,323円
令和4年度	873,943円	△29,230円	96.8%	852,821円
令和5年度	905,461円	+31,518円	103.6%	867,944円
令和6年度	896,049円	△9,412円	99.0%	869,408円

東御市の財政見通しについて

○令和7年度～令和10年度（当初予算額ベース）

（単位：百万円）

	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
歳入	市税	4,249	4,371	4,326	4,350
	地方交付税等 ①	5,688	5,771	5,853	5,853
	地方債	635	273	1,831	426
	繰入金	1,196	710	996	624
	その他 ②	4,556	4,524	5,463	4,955
歳入合計		16,324	15,649	18,469	16,208
歳出	義務的経費 ③	7,984	8,178	8,102	8,235
	投資的経費 ④	872	509	3,308	685
	その他行政経費 ⑤	7,468	6,962	7,059	7,288
歳出合計		16,324	15,649	18,469	16,208

<備考>

① 地方交付税等は、地方交付税のほか地方消費税交付金等の交付金、自動車重量譲与税等の地方譲与税を含む。

② 歳入その他は、国県支出金、寄附金、諸収入等を集計したもの。

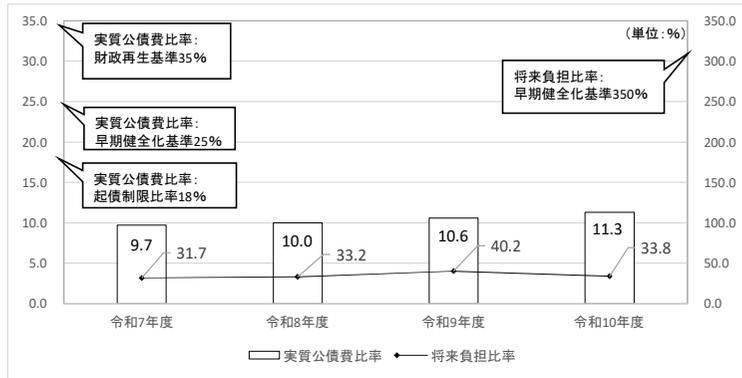
③ 義務的経費は、人件費、扶助費、公債費を集計したもの。

④ 投資的経費は、普通建設事業費及び災害復旧事業費を集計したもの。

⑤ 歳出その他行政経費は、物件費、補助費等、維持補修費、繰出金等を集計したもの。

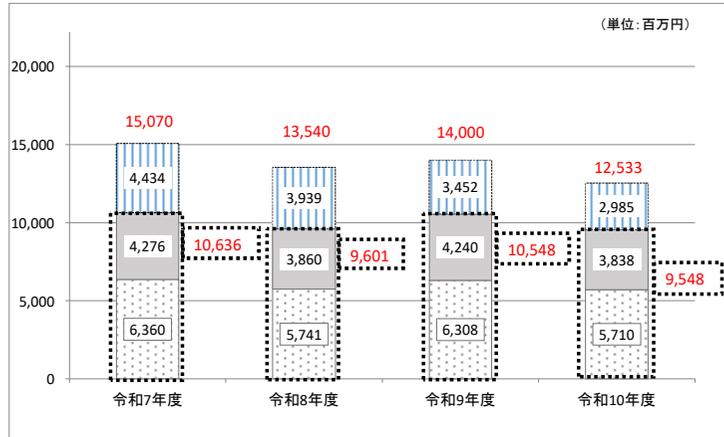
財政指標の見通し

1 実質公債費比率及び将来負担比率



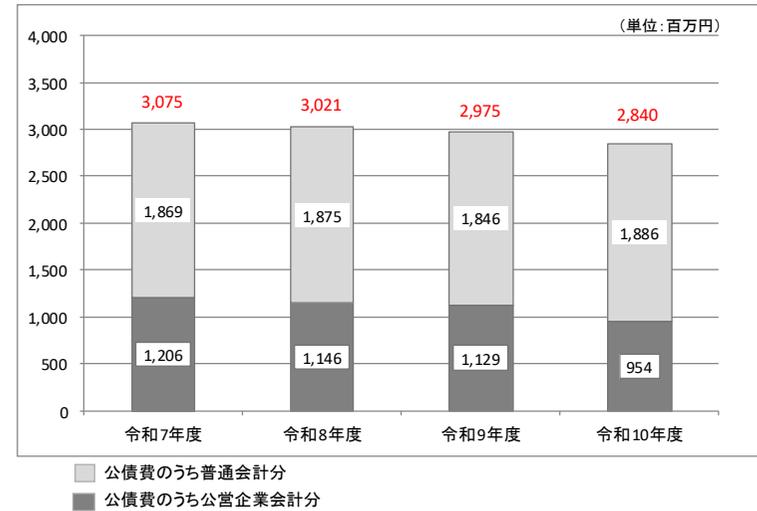
- ・実質公債費比率・・・一般会計等が負担する公債費等の標準財政規模に対する割合(30年平均)
- ・将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合
- ・財政再生基準・・・国等の関与により確実な再生を図る段階
- ・早期健全化基準・・・自主的な改善努力により財政健全化を図る段階
- ・起債制限比率・・・地方債発行に国または県の許可を要する段階

3 起債残高(普通会計)

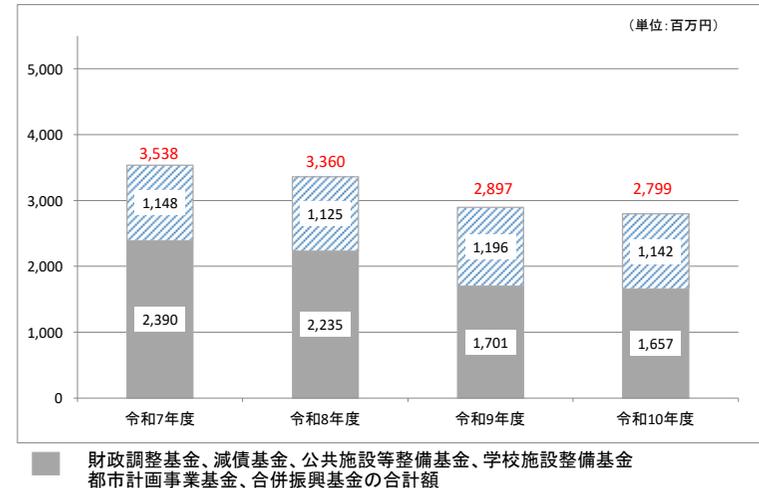


- 臨時財政対策債(全額交付税措置)
- 起債残高(臨時財政対策債を除く)
- 起債残高(臨時財政対策債を除く)のうち交付税措置分(約4割)
- 起債残高(臨時財政対策債を除く)のうち市負担分

2 公債費(普通会計及び公営企業会計)



4 基金残高(普通会計)



・財政調整基金の残高には、歳計剰余金処分を見込んでいます。

持続可能な財政運営の推進について

1 経緯

本市は、平成16年の合併以降、旧合併特例措置法により普通交付税の合併算定替や合併特例債の発行などの優遇措置を受けてきました。これら優遇措置が終了した以降も、これまでと同規模の予算編成を行っていることに加え、コロナ関連の交付金等の活用による新規事業の維持管理経費が増大し、基金を取崩しながら財政運営を行ってきました。

しかしながら、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加、昨今の給与ベースアップや会計年度任用職員の勤勉手当支給等による人件費に加え、物価高騰による物件費等が急激に増加したことにより、これまでのような基金に依存した財政運営を継続していくことは困難な状況となっています。

厳しい財政状況の中、持続的で安定的な財政運営を行っていくためには、限りある財源の中で、真に必要なもの、大切にしなければならない行政需要を見定めながら、各種事業の見直しを継続的に行い、歳入に見合った事業推進を図っていく必要があります。

このために、目指すべき姿とそこに向かっていくための基本方針を策定し、これに沿って推進することといたします。

- | |
|--|
| <p>①人口減少：出生数が約20年前の半数となり、2060年には人口が約2万2千人まで落ち込むと推計。（社人研推計）</p> <p>②財政課題：社会保障費増、物価高騰、人件費増（ベースアップ・勤勉手当）、DX・施設維持費の増大等、もはや「基金の取崩し」という積立金に頼った運営は限界。</p> |
|--|

2 推進強化期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

3 目指すべき姿

人口減少など社会経済情勢が急激に変化をしている中においても、将来にわたって持続可能な財政運営を堅持し、安定した行政サービスを提供するとともに、成長・発展していく魅力ある市づくりを目指します。

このため、基本的な市民サービスを維持することを前提に、通常行う事務事業については基金に頼らない財政運営を目指していくため、歳入に見合った予算規模へ縮小するとともに、将来を見据えた必要な事業に対しては「未来への投資」をすることで「選択と集中」を意識した、中長期的な視点で財政運営を行ってまいります。

4 基本方針

(1) 事務事業の見直し

- ア 事務事業評価等の実施
- イ DXによる業務効率化
- ウ 行政改革の強化

(2) 公共施設の整理・統合、維持管理経費の削減

- ア 公共施設の個別施設計画の見直し
- イ 光熱水費の削減徹底

(3) 人員体制の見直し

- ア 組織のスリム化による人員配置の見直し
- イ 柔軟な勤務時間制度による時間外勤務の削減

(4) 歳入確保対策の強化

- ア 公有財産の売却・貸付
- イ ネーミングライツの活用
- ウ ふるさと納税の強化
- エ 受益者負担の徹底（使用料・手数料の適正化）

東御市の統一的な基準による財務書類（令和6年度 一般会計等）概要

① 貸借対照表(バランスシート)

貸借対照表は会計年度末時点において市の資産と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを一目で分かるようにしたものです。左側に資産を表示し、右側に負債及び資産と負債の差額である純資産を表示しています。

資産の部（これまで積み上げてきた資産）		負債の部（将来世代が負担する金額）	
1 固定 資産	(1) 事業用資産 庁舎、学校、保育所、体育館など	274億2,321万円	1 (1) 地方債 130億5,137万円
	(2) インフラ資産 道路、公園、橋梁、上水道など	165億5,824万円	(2) 退職手当引当金 15億4,013万円
	(3) 物品、ソフトウェアなど	6億6,705万円	(3) その他の固定負債 4億6,776万円
	(4) 投資その他の資産	83億9,854万円	2 (1) 賞与等引当金 2億7,268万円
2 流動 資産	(1) 現金預金	8億9,728万円	(2) その他の流動負債 21億8,819万円
	(2) 基金、未収金など	26億914万円	負債合計 175億2,013万円
資産合計		565億5,347万円	負債及び純資産合計 565億5,347万円

③ 純資産変動計算書

市の純資産（資産から負債を引いた残り）が年度内にどのように増減したかを明らかにするものです。総額としての純資産の変動に加え、それがどのような財源や要因で増減したかの情報を表示しています。

前年度末純資産残高	382億7,569万円
本年度変動高	7億5,766万円
△純行政コスト	△144億1,859万円
財源 (市税、地方交付税、 国・県補助金)	148億8,144万円
資産形成への充当	3億4,823万円
その他	△ 5,342万円
本年度末純資産残高	390億3,334万円

④ 資金収支計算書

現金の流れを示すものです。その収支を性質に応じて区分して表示することで、市がどのような活動に資金を必要としているかを表示しています。

前年度末資金残高（繰越金）	6億6,058万円
本年度資金収支額	7,002万円
1 業務活動収支 税収、国県等補助金、人件費など	20億6,519万円
2 投資活動収支 公共施設等整備費支出、国県等補助金など	△7億7,379万円
3 財務活動収支 地方債等発行、償還など	△12億2,139万円
本年度末歳計外現金残高（預り金）	1億6,669万円
本年度末現金預金残高	8億9,728万円

市の資産と負債の状況

① 住民1人当たりの資産と負債残高（令和7年1月1日現在人口 28,958人）

資産 195万円 負債 = 61万円

② 純資産比率（今までの世代で負担済み）…………… 69.0%

社会資本に対する、現在までの世代がすでに負担している割合（社会資本形成の世代間比率）【純資産／総資産】

③ 有形固定資産減価償却率（資産の老朽割合）…………… 63.4%

償却資産の耐用年数に対して、取得からどの程度経過しているか把握する割合【減価償却累計額／取得価額等】

※令和6年度末現在 償却資産取得価額等： 854億9,013万円 減価償却累計額： 541億5,860万円

④ 負債比率（純資産に対する負債の割合）…………… 44.9%

この比率が低いほど財政状況が健全であることを示します。【負債／純資産】

市の令和6年度財政運営の総括

① 業務活動収支 20億6,519万円 ⇒ 堅調な財政運営
 ② 投資活動収支 △7億7,379万円（基金積立、資産形成）
 ③ 財務活動収支 △12億2,139万円（将来世代の負担）
 ①～③の合計である令和6年度の資金収支は 7,002万円

前年度末資金残高及び本年度末歳計外現金残高との合計は 8億9,728万円

② 行政コスト計算書

市の経常的な活動に伴うコストと使用料・手数料等の収入を示すものです。従来の官庁会計では捕捉できなかった減価償却費など非現金コストについても計上しています。経常費用合計から経常収益合計を差し引いたものが当該年度の純経常行政コストとなります。

経常費用	149億1,477万円
人件費 人件費、退職手当引当金繰入など	36億9,145万円
物件費等 物件費、減価償却費、維持補修費など	48億9,553万円
その他の業務費用 支払利息など	1億9,305万円
移転費用 補助金等、社会保障給付、他会計への支出など	61億3,474万円
経常収益	5億4,517万円
純経常行政コスト (経常費用－経常収益)	143億6,960万円
臨時損失 災害復旧費など	4,476万円
臨時利益 資産売却益など	△ 423万円
純行政コスト (純経常行政コスト+臨時損失－臨時利益)	144億1,859万円

① 業務活動収支

毎年度継続的に行われる行政サービスに係る収入、支出を示しています。数値がプラスであることから、人件費等の経常的な活動に必要な支出を税収等の経常的な収入で賄えていることが分かります。また、この数値は投資活動及び財務活動の余力を示しています。

② 投資活動収支

道路などの資産形成や、基金などの収入、支出を示しています。数値がマイナスであることから、資産形成にあたる公共施設等の整備が行われたことが分かります。

③ 財務活動収支

市債などの収入、支出を示しています。数値がマイナスであることから、市債の発行よりも償還が大きかったことが分かります。

● 資金収支

①～③を合計した本年度資金収支額は7,002万円となりました。

● 本年度末資金残高

前年度末資金残高6億6,058万円、本年度資金収支額7,002万円、本年度末歳計外現金残高1億6,669万円を合計した本年度末資金残高は8億9,728万円となりました。

東御市の統一的な基準による財務書類 令和6年度補足資料

<財務書類とは>

地方公会計財務書類（財務書類）は、官庁会計による予算・決算制度を補完するものとして、企業会計に通じる世界共通の会計的手法で、地方公共団体の財政活動の全体像を総論的に表現したものです。

○官庁会計（単式簿記）

経済取引の記帳を現金収入・支出として一面的に行う簿記の手法

○企業会計（複式簿記）

経済取引の記帳を借方と貸方に分かれて二面的に行う簿記の手法

<財務書類の範囲>

		一般会計等	一般会計
		全体	東御市国民健康保険特別会計 東御市介護保険特別会計 東御市後期高齢者医療特別会計 東御市水道事業会計 東御市下水道事業会計 東御市病院事業会計
連結	東御市土地開発公社		
	株式会社信州東御市振興公社		
	公益財団法人身体教育医学研究所		
	一般社団法人信州とうみ観光協会		
	株式会社エコパワーとうみ		
	上田地域広域連合		
	東北信市町村交通災害共済事務組合		
	長野県地方税滞納整理機構		
	北佐久郡老人福祉施設組合		
	長野県後期高齢者医療広域連合		
	川西保健衛生施設組合		
	佐久水道企業団		
長野県市町村自治振興組合			

<指標による分析（一般会計等）>

（単位：万円）

分析指標	R4	R5	R6
住民一人当たり資産額	197	194	195
住民一人当たり有形・無形固定資産	155	153	154
住民一人当たり投資等・流動資産	42	41	41
住民一人当たり負債額	68	63	61
住民一人当たり行政コスト	45	47	50

○住民一人当たり資産額が増加

増加の主な要因としては、人口の減少幅が資産の減少幅を上回ったことが考えられます。

○住民一人当たり負債額が減少

減少の主な要因としては、地方債の償還額が新たな発行額を大きく上回ったことが考えられます。

○住民一人当たり行政コストが増加

増加の主な要因としては、人件費や物価高騰の影響が考えられます。

① 貸借対照表

会計年度末時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと、その資産がどのような財源でまかなわれているかを対照表で示したものです。

（単位：百万円）

	資産の部			負債の部		
	一般会計等	全体	連結	一般会計等	全体	連結
固定資産	53,047	75,917	77,600	固定負債	15,059	30,760
有形固定資産	44,412	72,892	74,794	地方債	13,051	18,284
無形固定資産	236	311	321	その他の固定負債	2,008	12,477
投資その他の資産	8,399	2,715	2,485	流動負債	2,461	4,238
流動資産	3,506	6,566	7,383	1年内償還予定地方債	1,844	3,168
現金預金	897	3,373	3,933	その他の流動負債	617	1,070
基金	2,172	2,443	2,451	負債合計	17,520	34,998
その他の流動資産	437	751	999	純資産合計	39,033	47,486
資産合計	56,553	82,483	84,982	負債及び純資産合計	56,553	82,483

② 行政コスト計算書

資産形成に結びつかない経常的な行政サービスに要する費用と、使用料・手数料などの収入を対比させたものです。

（単位：百万円）

	一般会計等	全体	連結
経常費用	14,915	23,661	28,948
業務費用	8,780	12,893	15,336
人件費	3,691	4,668	5,612
物件費等	4,896	7,772	9,198
その他業務費用	193	453	526
移転費用	6,135	10,767	13,612
経常収益	545	3,366	4,676
純経常行政コスト	14,370	20,294	24,272
臨時損失	45	47	54
臨時利益	-4	-4	2
純行政コスト	14,419	20,345	24,323

③ 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表したものです。

（単位：百万円）

	一般会計等	全体	連結
前年度末純資産残高	38,276	46,601	47,840
純行政コスト（△）	△ 14,419	△ 20,345	△ 24,323
財源	14,881	20,489	24,421
・ 税金等	11,182	13,520	15,666
・ 国県等補助金	3,700	6,969	8,755
本年度差額	463	144	98
本年度純資産変動額	758	885	838
本年度末純資産残高	39,033	47,486	48,678

④ 資金収支計算書

一会計期間における現金等の資金の収支の流れを三つの性質（業務活動、投資活動、財務活動）に分けて表したものです。

（単位：百万円）

	一般会計等	全体	連結
業務支出	12,604	20,364	25,523
・ 業務費用支出	6,458	9,585	11,875
・ 移転費用支出	6,146	10,779	13,648
業務収入	14,690	23,119	28,315
臨時支出	21	23	23
臨時収入	0	0	0
業務活動収支	2,065	2,733	2,769
投資活動支出	2,841	3,257	3,401
投資活動収入	2,067	2,460	2,535
投資活動収支	△ 774	△ 796	△ 865
財務活動支出	1,865	3,038	3,137
財務活動収入	644	1,192	1,237
財務活動収支	△ 1,221	△ 1,846	△ 1,900
本年度資金収支額	70	91	4
前年度末資金残高	661	3,115	3,764
比例連結割合変更に伴う差額	-	-	△ 2
本年度末資金残高	731	3,206	3,766

前年度末歳計外現金残高	159	159	159
本年度歳計外現金増減額	7	7	7
本年度末歳計外現金残高	167	167	167
本年度末現金預金残高	897	3,373	3,933

令和8年度東御市土地開発公社予算について

令和8年度

東御市土地開発公社予算書

事業計画書

東御市土地開発公社

令和8年度東御市土地開発公社事業計画

令和8年度東御市土地開発公社の事業計画は、次のとおりとする。

土地処分計画

〈公有用地〉

(単位：千円、㎡)

事業名	本年度予算額	予定面積	備考
計 画 な し			
計	0	0	

〈代行用地〉

(単位：千円、㎡)

事業名	本年度予算額	予定面積	備考
計 画 な し			
計	0	0	

(単位：千円、㎡)

土地処分合計	0	0	
--------	---	---	--

令和8年度東御市土地開発公社収支予算

(総則)

第1条 令和8年度東御市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

(単位：千円)

第1款 事業収益	0
第1項 事業収益	0
第2款 事業外収益	26
第1項 事業外収益	26
収入合計	26

支出

(単位：千円)

第1款 事業原価	0
第1項 事業原価	0
第2款 販売費及び一般管理費	400
第1項 販売費及び一般管理費	400
第3款 事業外費用	0
第1項 支払利息	0
支出合計	400

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

(単位：千円)

第1款 資本的収入	0
第1項 借入金	0
収入合計	0

支出

(単位：千円)

第1款 資本的支出	0
第1項 公有用地	0
第2項 代行用地	0
第3項 借入金償還金	0
支出合計	0

(借入金)

第4条 借入の目的、限度額、方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

借入金なし

令和8年2月16日 提出

東御市土地開発公社
理事長 掛川 卓男

令和8年度東御市土地開発公社予算実施計画

(1) 収益的収入及び支出

〈収入〉

(単位：千円)

款	項	目	金額	説明
1 事業収益			0	
	1 公有地取得事業収益		0	
		1 公有用地売却収益	0	
		2 代行用地売却収益	0	
2 事業外収益			26	
	1 事業外収益		26	
		1 受取利息	26	預金利息
		2 雑収益	0	その他の雑収益

〈支出〉

(単位：千円)

款	項	目	金額	説明	
1 事業原価			0		
	1 公有地取得事業原価		0		
		1 公有用地売却原価	0		
		2 代行用地売却原価	0		
2 販売費及び一般管理費			400		
	1 販売費及び一般管理費		400		
		1 人件費及び経費		80	報酬
				6	旅費
	243		需用費		
	71		公租公課		
3 事業外費用			0		
	1 支払利息		0		
		1 支払利息	0		

(2) 資本的收入及び支出

〈収入〉

(単位：千円)

款	項	目	金額	説明
1 資本的收入			0	
	1 借入金		0	
		1 土地取得費		0

〈支出〉

(単位：千円)

款	項	目	金額	説明	
1 資本的支出			0		
	1 公有用地			0	
		1 土地取得費		0	用地補償費
		2 土地造成費		0	工事請負費
		3 事務費		0	事務費
		4 支払利息		0	支払利息
	2 代行用地			0	
		1 土地取得費		0	用地補償費
		2 土地造成費		0	工事請負費
		3 事務費		0	事務費
	4 支払利息		0	支払利息	
	3 借入金償還金			0	
		1 元金償還金		0	元金償還金

令和8年度東御市土地開発公社資金計画書

令和8年度東御市土地開発公社の資金計画は、次のとおりとする。

(単位：円)

区分	本年度見込額 (令和7年度)	来年度予算額 (令和8年度)	備考
受入資金	37,523,013	37,180,000	
前年度繰越金	37,494,662	37,152,000	
事業収益	0	0	
事業外収益	26,141	26,000	
借入金	0	0	
前受金	0	0	
預り金	2,210	2,000	
預り保証金	0	0	
支払資金	370,542	403,000	
事業原価	0	0	
販売費及び一般管理費	368,332	400,000	
借入金償還金	0	0	
前受金	0	0	
預り金	2,210	3,000	
借入金繰上償還金	0	0	
預り保証金	0	0	
事業外費用	0	0	
差引	37,152,471	36,777,000	

予算に関する説明資料

令和7年度東御市土地開発公社予定損益計算書 P 9

令和7年度東御市土地開発公社予定貸借対照表 P 10、11

令和7年度東御市土地開発公社予定損益計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

【事業収益】		
代行用地売却収益	0	
【事業原価】	0	
事業総利益		<u>0</u>
【販売費及び一般管理費】	368,332	
営業利益		<u>△368,332</u>
【事業外収益】	26,141	
【事業外費用】	0	
経常利益		<u>△342,191</u>
【特別利益】	0	
【特別損失】	0	
当期純利益		<u><u>△342,191</u></u>

令和7年度東御市土地開発公社予定貸借対照表

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

資産の部

(単位：円)

【流動資産】

現金及び預金	37,152,471	
公有用地	0	
代行用地	<u>0</u>	
流動資産合計		37,152,471

【固定資産】

(有形固定資産)

車両その他の運搬具	0	
減価償却累計額	<u>0</u>	
有形固定資産合計		0

(投資その他の資産)

賃貸事業の用に供する土地	<u>0</u>	
投資その他の資産合計		0
固定資産合計		0

資産の部合計		<u><u>37,152,471</u></u>
--------	--	--------------------------

負債の部

(単位：円)

【流動負債】

短期借入金	0	
預り金	0	
修繕引当金	<u>3,303,355</u>	
流動負債合計		3,303,355

【固定負債】

預り保証金	0	
特別修繕引当金	<u>0</u>	
固定負債合計		0
負債の部合計		<u>3,303,355</u>

純資産の部

(単位：円)

【資本金】

基本財産	<u>8,000,000</u>	
資本金合計		8,000,000

【準備金】

前期繰越準備金	26,191,307	
当期純利益	<u>△342,191</u>	
準備金合計		<u>25,849,116</u>
純資産の部合計		<u>33,849,116</u>
負債及び純資産の部合計		<u>37,152,471</u>

上田バイパスの工事状況

令和5年度



令和6年度



令和7年度



現在の^上田バイパスの工事状況(神川渡河部)

令和6年度

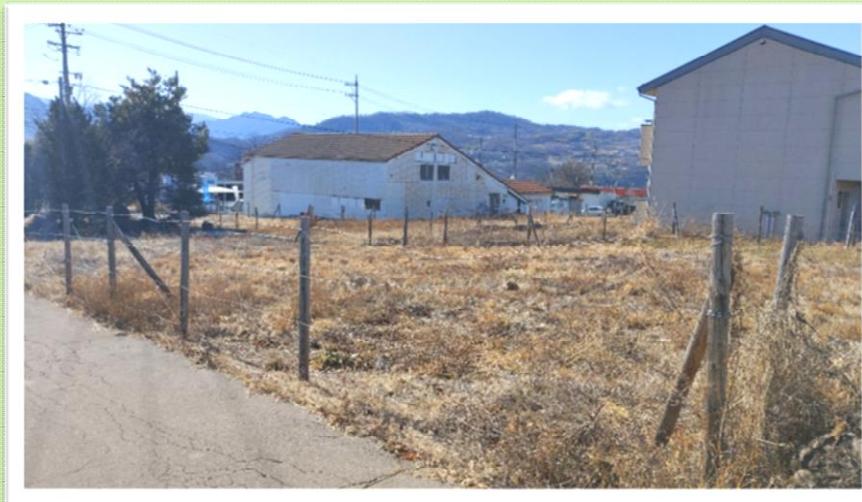


令和7年度



東御市の用地買収状況

令和7年度



宿泊交流拠点施設の整備について

1 事業の進捗について

(1)DBO事業者選定に係る公募型プロポーザルの進捗状況について

項目	内容		
① 実施目的	・事業者の選定において、民間活力を最大限に活かした企画提案を広く募集するため、公募型プロポーザル方式を採用。 ・専門性、提案力及び持続可能性を比較し、最適な事業者を選定することを目的とする。		
② 主な実施スケジュール(概要)	・募集要領(募集要項、要求水準書、評価基準)公表:令和7年12月5日 ・現場説明会:令和7年12月15日 ・様式集公表:令和7年12月19日 ・基本協定書(案)、基本契約書(案)等の公表:令和7年12月26日 ・各種質問に対する回答期限:令和8年1月16日 ・参加表明受付期限:令和8年1月23日 ・提案書類提出期限:令和8年2月16日		
③ 参加状況	・参加表明数:3者(グループ) ・提案書提出予定数:3者(グループ)		
④ 提案事業者の評価内容	・主な評価項目:実績、事業計画、施設整備に関する提案、運營業務計画、地域連携施策、収支計画、独自提案など		
⑤ 今後の予定	<table border="1"> <tr> <td> ・提案内容プレゼンテーション:令和8年3月6日 ・受注候補者の特定・公表:令和8年3月12日 ・住民説明会:令和8年3月15日 ・基本協定締結:令和8年3月下旬(予定) ・基本契約の契約締結:令和8年4月以降(予定) ・個別(設計・監理業務)契約締結:令和8年4月以降(予定) ・個別(建設工事請負)契約締結:令和8年12月以降(議会議決後予定) </td> <td> DBO事業の契約は、次の三層構造となります。 ①基本協定:「本契約締結までの準備契約」であり、事業契約締結の約束、構成企業の確定、契約不成立時の取扱い等の内容とする。 ②基本契約:「事業全体の「枠組み」を定める最上位契約」であり、事業目的、役割分担、リスク分担、支払方法、契約解除条件等を内容とする。 ③個別(実務)契約:「基本契約に基づき締結する設計・建設請負・運営等の契約」であり、業務及び工事内容、金額、期間、水準、支払条件等を内容とする。 </td> </tr> </table>	・提案内容プレゼンテーション:令和8年3月6日 ・受注候補者の特定・公表:令和8年3月12日 ・住民説明会:令和8年3月15日 ・基本協定締結:令和8年3月下旬(予定) ・基本契約の契約締結:令和8年4月以降(予定) ・個別(設計・監理業務)契約締結:令和8年4月以降(予定) ・個別(建設工事請負)契約締結:令和8年12月以降(議会議決後予定)	DBO事業の契約は、次の三層構造となります。 ①基本協定:「本契約締結までの準備契約」であり、事業契約締結の約束、構成企業の確定、契約不成立時の取扱い等の内容とする。 ②基本契約:「事業全体の「枠組み」を定める最上位契約」であり、事業目的、役割分担、リスク分担、支払方法、契約解除条件等を内容とする。 ③個別(実務)契約:「基本契約に基づき締結する設計・建設請負・運営等の契約」であり、業務及び工事内容、金額、期間、水準、支払条件等を内容とする。
・提案内容プレゼンテーション:令和8年3月6日 ・受注候補者の特定・公表:令和8年3月12日 ・住民説明会:令和8年3月15日 ・基本協定締結:令和8年3月下旬(予定) ・基本契約の契約締結:令和8年4月以降(予定) ・個別(設計・監理業務)契約締結:令和8年4月以降(予定) ・個別(建設工事請負)契約締結:令和8年12月以降(議会議決後予定)	DBO事業の契約は、次の三層構造となります。 ①基本協定:「本契約締結までの準備契約」であり、事業契約締結の約束、構成企業の確定、契約不成立時の取扱い等の内容とする。 ②基本契約:「事業全体の「枠組み」を定める最上位契約」であり、事業目的、役割分担、リスク分担、支払方法、契約解除条件等を内容とする。 ③個別(実務)契約:「基本契約に基づき締結する設計・建設請負・運営等の契約」であり、業務及び工事内容、金額、期間、水準、支払条件等を内容とする。		

(2)主な業務

件名	概要	契約金額等	完了日(予定)
事業用地売買契約	取得の相手方:東御市個人、上田市個人、有限会社日輪養豚所 取得した土地:東御市新張479番2他27筆 29,896.98㎡	76,795,054 円	契約成立日:R7.12.19 (登記完了日:R8.1.23~27)
宿泊交流拠点整備事業用地の測量等	境界復元測量(19筆)、分筆測量(2筆)、多角測量(8地点)、高低測量等	6,446,000 円	R8.1.31
宿泊交流拠点施設用地整備等(地盤調査含む)	地盤調査及び測量業務に必要な用地の整備、ボーリング調査(5か所)、標準貫入試験(5か所×10回)等	41,951,000 円	R8.1.30
宿泊交流拠点施設プロモーション等	食をキーとした首都圏でのPRイベントの開催、ビックデータ等を利用した観光客の動態分析、PR用ショートビデオの作成等	7,327,100 円	R8.3.31
旧豚舎解体・撤去工事	豚舎の解体・撤去工事、飼料サイロの撤去、廃棄物運搬・処分等	32,824,000 円	R8.3.10

2 令和8年度事業の予算措置(R7年度補正予算予定)について

歳入

(単位:千円)

款	項	目	節	細節	9月補正要求額 (R7年度事業)	今回補正要求額 (R8年度事業)	補正後要求額
15 国庫支出金	2 国庫補助金	5 総務費補助金	1 総務費補助金	15 地域未来交付金(地域未来推進型)	30,659	328,495	359,154

歳出

(単位:千円)

款	項	目	大事業	9月補正要求額 (R7年度事業)	今回補正要求額 (R8年度事業)	補正後要求額
6 商工費	1 商工費	4 観光費	4 宿泊交流拠点施設整備事業費	193,519	656,991	850,510

(歳出予算内訳)

(単位:千円)

節	主な実施事業・内容	9月補正 要求額	今回補正 要求額	補正後 要求額合計	財源内訳	9月補正 要求額	今回補正 要求額	補正後 要求額合計	
7 報償費	地域共創連携会議委員会議謝礼(5回) 60千円 ^{※1} 有権者講師等謝礼 95千円 ^{※1}	146	155	301	国庫支出金	30,659	328,495	359,154	
8 旅費	地域共創連携会議委員旅費(5回) 23千円 ^{※1}	63	23	86	一般補助施設整備等事業 ※充当率90%、交付税算入率30%	23,500	0	23,500	
12 委託料	設計・工事監理業務委託料 195,000千円 DBOアドバイザー業務委託料 15,202千円 プロモーション等業務委託料(観光係所管) 31,656千円 ^{※1}	78,878	241,858	320,736		一般事業 ※充当率75%、交付税算入なし	97,500	0	97,500
14 工事請負費	本体工事(客室棟等) 120,000千円 本体工事(古民家レストラン) 35,000千円 用地造成 258,405千円(古民家レストラン分含む。)	34,000	413,405	447,405		一般補助施設整備等事業 (補正予算債) ※充当率100%、交付税算入率50%	0	311,800	311,800
16 公有財産購入費	事業用地取得費	80,000	0	80,000	一般財源	41,860	16,696	58,556	
18 負担金、補助 及び交付金	観光協会HP多言語化補助金 1,550千円 ^{※1}	432	1,550	1,982	合計	193,519	656,991	850,510	
合計		193,519	656,991	850,510					

※1: 地域未来交付金交付対象事業ではあるが、地方債の対象外であるソフト事業。

※2: 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)の名称が変更となったもの。

3 今後の事業スケジュールについて(～令和8年9月)

R8.2.25時点

項目	R8年2月			R8年3月			R8年4月			R8年5月			R8年6月			R8年7月			R8年8月			R8年9月			
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
議 会				全協説明・補正予算上程									全協説明									全協説明			
市民説明				新張区及び市民説明会										必要に応じて実施											
事業用地取得	地目変更・所有権移転・登記等手続き																								
既存建物解体撤去工事	解体撤去工事																								
DBO事業	公募型プロポーザル(提案、評価、選定・公表、基本協定締結)			基本契約締結、設計・工事監理業務																					
コンソーシアム		会議		会議			会議										会議								
PRイベント、Web及びメディアを活用した情報発信、観光資源・意識調査	事業者選定、事業実施、PRイベント			公募型プロポーザル・事業者選定・契約締結			業者打合せ、事業実施、実績報告																		
旅行商品の企画・造成・実施・分析(インバウンド及び国内向け)、パンフレット作成																									
ビッグデータ等を利用した観光客動態分析	事業者選定、事業実施			事業者選定・契約締結			業者打合せ、事業実施、実績報告																		
ガイド等の育成事業	ガイド養成研修実施に向けた準備			事業者選定・契約締結			ガイドの育成(研修教材の作成、ガイド候補への研修)																		
信州とうみ観光協会HP多言語化事業	業者打合せ、事業実施、実績報告			補助金申請・交付決定			(観光協会)事業者選定、契約締結、業者打合せ、事業実施																		